

授業料減免の審査（減免基準（4））について

1 審査処理の手順

- ① **添付書類の確認** 申請書（様式第1号）の申請内容と必要添付書類が揃っているか確認
↓
- ② **世帯人員の確認** 家計調書（様式第2号）と住民票で、審査対象となる同一世帯者を確認
↓
- ③ **所得金額の算出** 同一世帯・同一生計者のうち、所得のある者全員の所得金額を合算し、世帯総所得金額を算出
↓
- ④ **控除額の算出** 特別控除額（別表2-①）で該当する特別控除額を算出
↓
- ⑤ **認定所得金額の算出** 世帯総所得金額③ - 特別控除額④
↓
- ⑥ **判定** 収入額基準表（別表1）で世帯人員に該当する金額と、⑤で算出した認定所得金額を照合（審査調書を利用する）
 - ・全免 認定所得金額 < 全免収入額基準
 - ・半免 全免非該当者のうち認定所得金額 < 半免収入額基準
 - ・非該当 上記以外

2 所得金額算出方法

- ① 前年1年間の所得金額を参考として、向こう1年間の所得とみなす。
- ② 給与所得者は、「給与所得控除後の金額」を見る（収入金額ではない）。
- ③ 税法上の所得が対象のため、非課税金額（障害者年金・遺族年金・児童扶養手当等）は除く。
- ④ 同一人に所得が複数あり、プラスの所得金額とマイナスの所得金額がある場合、相殺はできない。マイナスの所得はゼロとして扱う。
- ⑤ 令和2年の中途又は令和3年に新たに就職、転職（開業・転職・勤務先変更）等により収入源に変動があった場合は、次のとおり申込時現在の状態で算定する。

ア 給与所得者の場合

勤務先発行の年収見込証明書又は月収証明書（給与明細書等）により、向こう1年間の収入金額を算出する。

- ・給与明細書の場合、中途就職した月は含まない。
- ・給与明細は、直近3ヶ月の平均収入(※)を算出し14倍する。（パート・アルバイトや賞与がない場合は12倍）

$$\text{※ 月額平均収入} = \frac{\text{各月の総収入} - \text{非課税通勤手当額}}{3}$$

- ・勤務日数が1ヶ月未満（不確定）の給与明細については、勤務日数を22日として月額収入(※)を算出する。

$$\text{※ 月額収入} = \frac{\text{総支給額} - \text{非課税通勤手当額}}{\text{勤務日数}} \times 22 \text{日}$$

イ 給与所得者以外の場合

家庭の事情、家計状況、年収見込等が分かる申立書等の提出を求め、事情を十分に確認する。

⑥ 災害を受けた場合について

災害に関する控除を受けるための必要添付書類

ア 罹災証明書

イ 損害額の証明書（被害額見積書の写）

日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合の最低限度の修理費等について業者の見積書（写）

（例）建築業者の見積書・・・金額、工事内容、業者の氏名・印等が記載されたもの

ウ 保険・損害賠償等の証明書（写）

保険・損害賠償等により補填された場合は控除額から除くため、金額の分かる書類

（例）建物共済金の支払通知書・・・金額、支払事由、契約者名等が記載されたもの

エ その他事実を証するに足る書類（写真等）

これらの書類が揃った場合、災害による損害額を特別控除額に加算し、審査処理の手順に従い判定する。

⑦ 家計急変があった場合について

家計急変の事実を証するために必要な添付書類

《雇用保険被保険者の場合》

- ・雇用保険受給資格者証写し
- ・離職票写し

《雇用保険の無い者や自営業者の場合》

- ・事業主発行の退職証明書
- ・事業主発行の解雇予告
- ・破産の登記
- ・破産決定書
- ・本人の申立書

※ 家計急変による減免は就学支援金を受給するまでの補完的な制度であり、「収入状況が課税証明書に反映されるまで」が減免の対象となる。

この減免を受けた翌年の4～6月は課税証明書に家計急変の状況が反映される前であるが、年度毎の申請によるものとし、他の基準と同様に6月に申請する。また、減免申請と同時に7月からの就学支援金新規申請をし、支援金の決定を受けた場合には、6減免の取り消し（3）により、減免を取り消す。